



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1

告 示

- 民有保安林の指定・2件（森林緑地課） 2
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 3

訓 令

- 有料老人ホーム専門指導員設置規程を制定する訓令（高齢者福祉介護課） 4
- 土地改良財産管理嘱託員設置規程を制定する訓令（農地水利課） 5

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第1号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

沖縄県面接相談員	日額 9,100	を
沖縄県面接相談員	日額 9,100	
有料老人ホーム専門指導員	日額 12,300	に、
試験研究等業務嘱託員	日額 6,700	を
試験研究等業務嘱託員	日額 6,700	

土地改良財産管理嘱託員	日額 10,000
-------------	-----------

に改める。

附 則

この規則は、平成22年 2月 1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成22年 1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 南城市佐敷字手登根平田原219番・226番・228番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、221番～225番、227番、229番、230番
 - 2 指定の目的 土砂崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成22年 1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 宮古島市伊良部字前里添棒原1730番5・1733番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 潮害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成22年 1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市下地字川満南原547番1・547番3・字上地壺屋709番1（以上

3筆について次の図の示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成22年1月29日から同年2月12日まで一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 与那国島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	与那国町字与那国2622番1から 与那国町字与那国4668番6まで	7.6m ～ 27.0m	731.1m
新	与那国町字与那国2622番1から 与那国町字与那国4668番6まで	11.1m ～ 32.2m	731.1m

沖縄県告示第50号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 沖縄市
- 2 公共測量を実施した期間 平成21年9月24日から同年12月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び施設測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成22年1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年2月17日 沖縄県指令土第88号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字本部401番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部199番地 大城敦史
- 5 検査済証番号 平成22年1月8日 第2775号
- 6 工事完了年月日 平成21年12月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成22年 1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年12月 2日 沖縄県指令土第973号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字古堅928番 1及び927番 8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字板良敷119番地 1 米須アパート102 新垣庸一、与那原町字板良敷680番地 メゾン瀬底102 新垣政子
- 5 検査済証番号 平成22年 1月18日 第2776号
- 6 工事完了年月日 平成21年12月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成22年 1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年 5月12日 沖縄県指令土第556号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原42番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城298番地 2 かねともマンション305 大城涼子
- 5 検査済証番号 平成22年 1月19日 第2778号
- 6 工事完了年月日 平成21年12月18日

訓 令

沖縄県訓令第 1号

福 祉 保 健 部

有料老人ホーム専門指導員設置規程を次のように定める。

平成22年 1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

有料老人ホーム専門指導員設置規程

（設置）

第 1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第 1項の規定による届出を行っていない有料老人ホーム（以下「未届出有料老人ホーム」という。）に対する指導等を行うため、有料老人ホーム専門指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

（身分）

第 2条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3条第 3項第 3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第 3条 指導員は、福祉保健部高齢者福祉介護課長（以下「高齢者福祉介護課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 未届出有料老人ホームに関する情報の収集及び調査に関すること。
- (2) 未届出有料老人ホームに対する指導に関すること。
- (3) 前 2号に掲げるもののほか、高齢者福祉介護課長が必要と認める業務

（委嘱及び委嘱期間）

第 4条 指導員は、社会的信望があり、かつ、高齢者の福祉に深い関心と理解を有する者であって、次に掲げるもののうちから知事が委嘱する。

- (1) 介護福祉士の資格を有する者
- (2) 法第5条の3に規定する老人福祉施設（老人福祉センター及び老人介護支援センターを除く。）及び法第29条に規定する有料老人ホームにおいて介護職員、看護職員、機能訓練職員又は介護支援職員専門員として2年以上業務に従事した者
- (3) その他知事が適当と認める者

2 指導員の委嘱期間は、1年以内とする。

3 指導員は、2回に限り再任することができる。

（報酬等）

第5条 指導員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第6条 指導員の勤務場所は、福祉保健部高齢者福祉介護課とする。

2 指導員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、高齢者福祉介護課長が別に定める。

3 指導員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

（服務）

第7条 指導員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第8条 知事は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 指導員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年2月1日から施行する。

沖縄県訓令第2号

農 林 水 産 部

土地改良財産管理嘱託員設置規程を次のように定める。

平成22年1月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

土地改良財産管理嘱託員設置規程

（設置）

第1条 土地改良財産の管理を適切に行うため、土地改良財産管理嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 嘱託員は、農林水産部農地水利課長（以下「農地水利課長」という。）の指揮監督を受けて、農林

水産部農地水利課（以下「農地水利課」という。）所管に係る土地改良財産の実態調査、売払い事務等に
従事するものとする。

（委嘱及び委嘱期間）

第4条 嘱託員は、知事が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、6か月以内とし、1回に限り更新することができる。

（報酬等）

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する
規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件等）

第6条 嘱託員の勤務場所は、農地水利課とする。ただし、農地水利課長が必要と認めるときは、それ以外
の場所に勤務させることができる。

2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、農地水利課長がその業務に応じて適宜定
め、本人に通知するものとする。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43
号）の適用を受ける一般職の職員の勤務時間に準ずるものとする。

4 農地水利課長は業務の遂行上必要があると認める場合は、終業時間が22時を超えない範囲で始業時を定
めることができる。この場合において、農地水利課長は、あらかじめ本人に通知するものとする。

（服務）

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に
従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することが
できる。

(1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。

(2) 嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。

(3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(4) 委嘱の必要がなくなったとき。

（その他）

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年2月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇所1,800円
---	---